

◎古代山城の造営理由… 7世紀後半の東アジアの国際関係

◎古代国家（律令国家）の成立過程… 地方支配のしくみを中心に

I 東アジアの画期 642年と乙巳の変（「大化改新」）

1) 朝鮮三国の動向と唐の介入【図1】

○百濟：義慈王… 562年に新羅に併合された加耶地域の40余城を奪回

→ 国王を中心とする専制政治 @ 王子余豊璋らを「質」として倭国へ

○高句麗：泉蓋蘇文… 国王を弑殺・反対派貴族を肅正し、新国王を擁立

→ 権臣による専制政治

○新羅… 6世紀に大躍進／停滞期で、女王一王族・貴族の有力者による支配体制

→ 百濟・高句麗の攻撃を受けた新羅は唐に救援を要請

○唐… 北方・西方が小康状態・東方に目を向ける余裕→ 半島情勢に直接介入へ

2) 倭国の状況… 権力集中方式の模索

○推古朝：女帝一厩戸王・蘇我馬子→ 舒明朝：舒明と蘇我蝦夷の拮抗関係

→ 642年：皇極（舒明の太后）が即位：女帝一蘇我本宗家（蝦夷・入鹿）

○643年：蘇我入鹿は厩戸王の後継者山背大兄王を殺害し、蘇我系の上宮王家を討滅

→ 舒明の子で蘇我氏所生の古人大兄皇子即位を企図カ《高句麗型の権力集中》

○645年6月：乙巳の変 @ 645年は唐・太宗の高句麗征討が始まる年

・ 乙巳の変は国際情勢の変化に対応する権力集中のあり方をめぐる事件

・ 中大兄皇子（天智）一中臣（藤原）鎌足らを実働部隊として蘇我本宗家を討伐

→ 孝徳大王（皇極の弟）が即位《百濟型の王家主導》

3) 孝徳朝の改革（「大化改新」）とその挫折

○『日本書紀』大化2年（646）正月甲子朔条の改新詔の評価… 律令国家の出発点？

→ 大宝令文による潤色があり、7世紀後半の地方制度は評制

○地方から改革に着手… 評制施行は649年【表1】

・ 国造その他の地方豪族が歴史的支配を築いてきた地域を1つの共同体として把握

・ 従来の縦割りの・分節的支配（国造制・屯倉制・部民制）を止揚

・ 「評」の名称、長官＝督、次官＝助督などの督系統の官名… 朝鮮三国の地方制度に由来

→ 孝徳朝の改革は必ずしも唐を手本とした律令国家建設とは直結していない

○「抵抗勢力」の存在

・ 孝徳大王は飛鳥から難波宮に遷都して改革を推進… 難波宮は652年に完成

・ 653年：中大兄皇子は飛鳥還都を主張し、母皇極前大王らを奉じて、飛鳥に戻る

→ この段階では中大兄は急進的な変革に反対する「抵抗勢力」か

・ 654年：孝徳大王死去／655年：皇極が重祚して斉明大王に

→ 首都飛鳥の整備を推進《女帝一王族・貴族の有力者による支配体制》

II 百濟滅亡と白村江戦

1) 新羅の体制整備

- 647年：新羅では親唐依存派と親唐自立派の大規模な対立が勃発
 - 善徳女王が死去、真徳女王一自立派の王族金春秋による権力集中が実現
- 金春秋は647年に倭国、次いで唐へ→唐と同質の国家体制を築くことで、唐と同盟
 - 654年太宗武烈王として即位（国王を中心とする専制体制／唐風化）
- 2) 百濟滅亡と百濟復興運動の興起
- 660年7月：唐・新羅連合軍は百濟を討滅→高句麗戦線へ
 - @倭国が659年7月に派遣した遣唐使は唐に抑留（661年5月帰朝）
 - 倭国の国際情勢把握は不充分
- 8月：旧百濟遺民が百濟復興運動を展開→王子余豊璋の帰還、百濟王への推戴を要請
 - 倭国は百濟救援の出兵【表2】
- 3) 白村江戦（663年8月）の様相
- 『三国史記』新羅本紀文武王11年条、百濟人禰軍墓誌…倭国の兵力は1000艘
- 『旧唐書』劉仁軌伝…「四たび戦い捷つ。其の舟四百艘を焚く。煙焰天に漲り、海水皆な赤し。賊衆大潰す」→倭国は4割を失う壊滅的打撃を被る
- 『日本書紀』天智2年8月戊戌・戊申・己酉条
 - …唐側は戦船170艘、倭国側は「我等先を争はば、彼自ずからに退くべし」と突撃
 - 唐は圧倒的な機械力と集団戦法／倭国は小舟と単純な戦法・個別行動
 - 百濟は完全に滅亡／倭国には百濟王族・貴族ら多くの亡命百濟人が到来

Ⅲ防衛体制の構築と中央集権的地方支配の成立

- 1) 防衛網の構築
- 大宰府の防衛…烽・防人の配備と水城【図2】
- 北部九州～瀬戸内～畿内に朝鮮式山城築造【図3】…亡命百濟人の軍事知識を活用
 - @山城築造は大土木工事→多くの労働力徴発が不可欠
- 2) 白村江戦と倭国の軍事動員のあり方【表3】
- 国造軍が主体か
- 『日本書紀』持統4年（690）10月乙丑条【史料1】
- 讃岐からも出兵【史料2】
 - 中大兄（天智大王）は唐に倣った中央集権的律令国家建設の必要性を実感
 - 《律令国家建設への道程》
- 664年：甲子宣…中央有力豪族が縦割りの朝廷の職務を分掌してきた部民制解体へ
 - 667年：近江大津宮遷都、668年：天智大王として即位
 - 671年：崩御（46歳）、672年：壬申の乱（大友皇子×大海人皇子〔天武〕）
 - @ 675年：天武天皇の下で部民制廃止／律令体制の確立、天皇号・日本国号
- 670年：最初の全国的戸籍・庚午年籍を作成【表4】 →様々な徴発の台帳に
- 671年：太政官制と中央官司制度の端緒
- 3) 立評と寺院建立
- 伊予・越智評【史料3】／備後・三谷評【史料4】
- 白鳳寺院の建立…造営技術・瓦の範型を中央から供給
 - @地方豪族は自己の歴史的支配維持のために、中央の権力を利用・協調的

4) 讃岐地域の様相

○屋島城と城山…総領が管理か【史料5】【史料6】 →律令制的国郡制の施行へ

○讃岐地域の豪族分布と地政学的位置【表5】【図4】

…紀氏の進出／吉備の包囲と瀬戸内海航路掌握のための凡直国造

○城山…国府所在地、古代道路、条里／讃岐国造凡直（讃岐直）と綾君

表5 讃岐国の豪族分布（【 】は郡司氏族、*は紀氏系の豪族）

大内郡：凡直、大伴公、日下部

〔『平安遺文』437号寛弘元年（1004）讃岐国大内郡入野郷戸籍〕

秋月、葦屋、安曇、阿蘇、安倍、海、天田部、粟、伊西部、板持、一志、犬甘、宇治部、大秦、海原、榎井、凡、大原、岡田、刑部、忍海、乙里木、小野、借馬、風隼、葛木、賀茂、辛鍛*、唐向、刈田、紀*、清原、日下部、巨勢、己西部、己里、佐伯、坂田、坂本*、桜井、酒部、雀部、讃岐、倭文、菅野、村主、宗我部、高橋、財部、竹田、建部、田部、多米、常岡、津守、寺、鳥取、伴、長岡、中臣、錦幡、額田部、布師、土師、秦、服、服人、林、藤井、船木、文室、文和、平群、茨田、丸部、壬生、宗岡、物部、矢作、山口、六人部、若江、和氣、*時

寒川郡：【凡直（→讃岐公）】、韓鍛師首（→坂本臣）*、紀米多臣、讃岐直、物部、矢田部、〔鴨部郷、布勢神社〕

三木郡：【小屋県主（妻・田中真人）】、桜井田部連、土師、秦、物部

山田郡：【綾公、凡・讃岐、佐伯、秦公】、綾勝*、葛木部、讃岐直・公、宗我部、舎人、布敷臣、神人

香河郡：【綾朝臣】、綾君、道守、秦公、秦、秦人部、生壬

阿野郡：【綾朝臣】、海部、綾公（→朝臣）、伊与部連、宇治部（宇遅部）、日下部、酒部、真歳、生壬部、矢田部、〔鴨部郷、氏部郷、鴨神社〕

鷦足郡《鷦足評》：大伴首、大伴部、韓鍛師首（→紀辛梶臣）*、河内部、吉志、吉志部、建部、布敷臣、〔坂本郷*〕

那珂郡：【因伎首】、因伎首、佐伯、錦部、丈部

多度郡：【佐伯直、伴良田連、綾】、海部、漢部、因伎首、何部、大伴部直、大伴部、刑部造、神奴、秦子

三野郡《三野評》：【丸部臣、綾】、日下部、佐伯直、佐伯部、桜井田部連、丸部

苅田郡：刈田首、〔紀伊郷*〕

（参考文献）

木原溥幸・丹羽祐一・田中健二・和田仁『香川県の歴史』山川出版社、1997

松原弘宣『古代の地方豪族』吉川弘文館、1988

森 公章『「白村江」以後』講談社、1998

森 公章『古代豪族と武士の誕生』吉川弘文館、2013

森 公章編『日本の時代史 3 倭国から日本へ』吉川弘文館、2002

森 公章編『史跡で読む日本の歴史』3 古代国家の形成、吉川弘文館、2010

図1 7世紀の東アジア



図2 大宰府の防衛と水城の構造

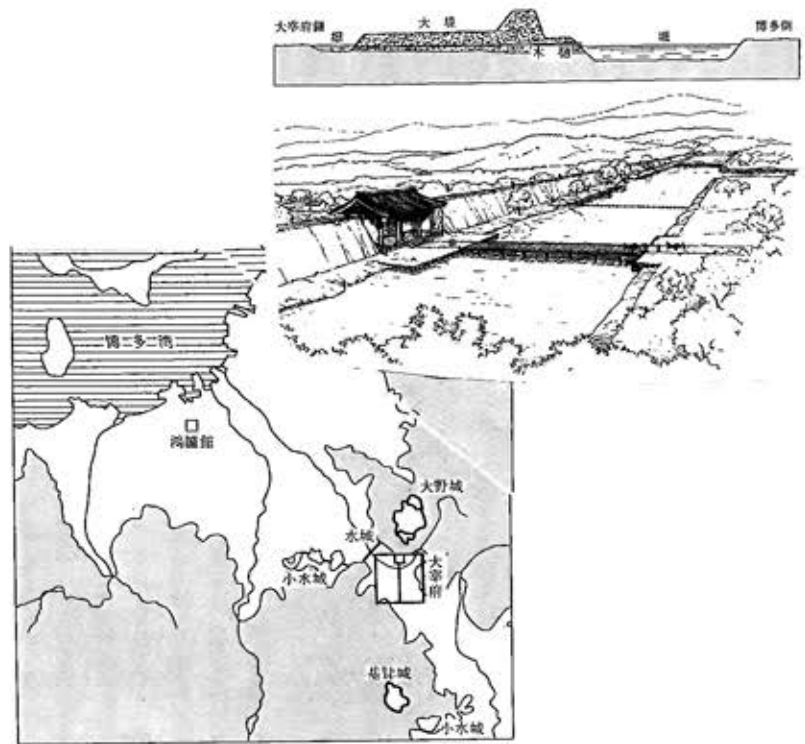


図3 朝鮮式山城の分布

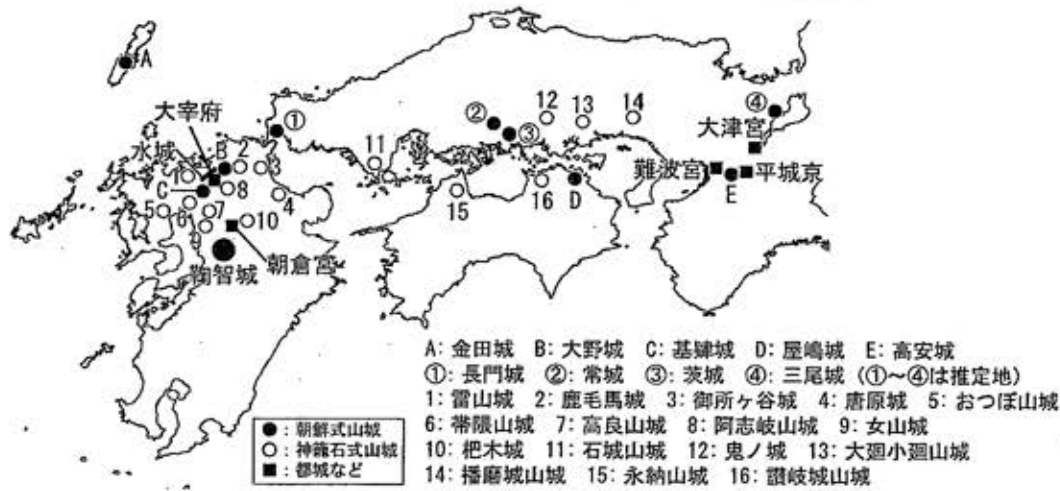


図4 瀬戸内海航路と讃岐国の全体図

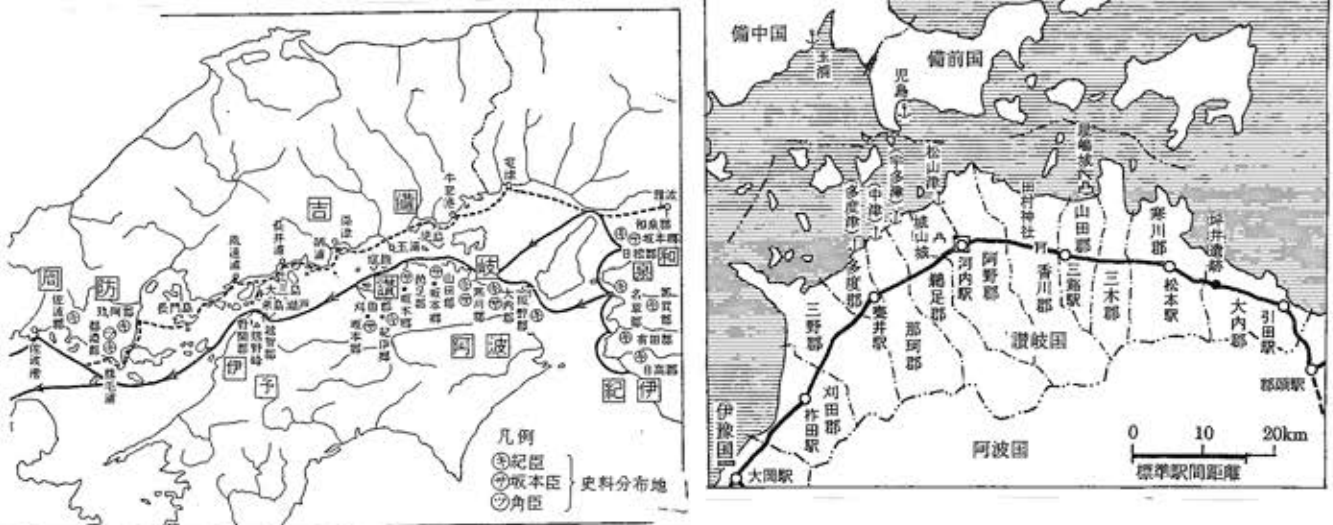


表2 百濟救援の年表

| 年 | 記号 | 記事 |
|------------|----|---|
| 660 齊明6 | A | 9.- 百濟、遼東、砂弥軍従を派遣し、百濟滅亡と復興運動興起を伝える。 *この間、齊明大王は百濟救援を決定し、筑紫に運回する。 |
| 661 齊明7 | B | 4.- 福信、王子札解（豐璋）の帰還を乞う上表文を呈する。 *7月、齊明大王が死去し、「日本書紀」は天智朝前記となる。 |
| | Ca | 8.- 前將軍大花下阿曇比羅夫連・小花下河辺百枝臣、後將軍大花下阿倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石ら、「百濟を救い、仍て兵仗・五穀を送る。」 |
| | Cb | 8.- 別に大山下狹井連横樹・小山下栗道田采津を遣し、「百濟を守護。」 |
| | D | 9.- 中大兄皇子、王子豊璋に織冠を授け、大山下狹井連横樹・小山下栗道田采津に5000余の軍を率いさせ、「本郷に衛送。」 |
| | E | 是歲「日本の高麗（高句麗）を救う軍將等」、百濟加巴利兵（皆火＝全羅北道扶安 ^a ）に柏る。 |
| 662 天智元 | F | 正.27 福信に矢、糸・綿・布・草、稻種を贈る。 |
| | G | 3.4 百濟王に布を賜う。 |
| | H | 3.是月（高句麗を救う）軍將、旌留城（周留城 ^a ）に拠る。 |
| | I | 12.1 百濟王・福信、狹井連・朴市田采津に周留城から遼城（全羅北道金堤 ^a ）への運道を提案し、田采津の強硬な反対を退け運都。 |
| | J | 是歲 百濟救援のために兵甲・船・軍糧を備える。 |
| 663 天智2 | K | 2.2 新羅、百濟の南畔4州を焼き、安西（熊安 ^a ）等の要地を取る。百濟、周留城に遷都。 |
| | L | 3.- 前將軍上毛野君稚子・間人連大蓋、中將軍巨勢臣神前詔語・三輪君板麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣糠柄に2万7000人を率いさせ「新羅を打つ。」 |
| | M | 5.1 犬上君、高句麗に兵事を告げて遷る途中、私解と石城（忠清南道扶余の東南の石城里）に会い、福信の罪を訴えられる。 |
| | N | 6.- 前將軍上毛野君稚子等、新羅の「砂鼻岐取江」2城を取る。百濟王、福信を誅殺。 |
| | O | 8.13 新羅、周留城攻撃を謀る。百濟、「大日本國の救將蘆原君臣、健兒万余を率いて」到ると聞き、白村江に待要を計画。 |
| | P | 8.17 新羅、周留城を囲む。唐軍、戰船170艘を率い、白村江に陣列。 |
| | Q | 8.27 歲、はじめて到り、唐の船師と戦い苦戦、退却。 |
| | R | 8.28 歲、唐軍に大敗（白村江の戦）。 |
| | S | 9.7 周留城、唐に降伏。百濟人ら、倭への亡命を決定。 |
| | T | 9.11 牟弓（弥弓＝全羅南道羅州郡南平面）に出発。 |
| | U | 9.13 弓礼（全羅南道宝城郡鳥城面）に至る。 |
| | V | 9.24 唐の船師と亡命百濟人ら、三礼城に至り、25日に出航。 |

表1 伊勢・常陸における立評

| 立評申請者 | 立評 | 分判過程 | 国造のクニ |
|--------|---------|-------------|--------------------------------|
| 新家連阿久多 | 冠位・用書等 | 天智3 白屋四郡 | 神國造のクニ 大化五 |
| 環連本良 | | 度会評 | 度会評 |
| 麻保連広背 | | 多気評 | 多気評 |
| 磯部眞夜手 | | 磯四野評 | （大神宮司） |
| 久米連麻呂 | 小乙中 | 磯四野評 | |
| | | 白壁評 | 新治國造のクニ |
| | | 河内評 | 筑波國造のクニ |
| 物部河内 | 小山上 | 七〇〇評 | 筑波國造のクニ |
| 物部名雄 | 大乙上 | 八行方評 | 茨城國造のクニ |
| 壬生連壽 | 茨城國造小乙下 | 七里行方評 | 茨城國造のクニ |
| 壬生直夫子 | 郡河國造大建 | 七里行方評 | 郡河國造のクニ |
| 中臣（一）子 | 大乙上 | 七里香島評 | 郡河國造のクニ |
| 中臣砂兒子 | 大乙下 | 七里香島評 | 郡河國造のクニ |
| | | 多珂評 | 下海上國造のクニ 久慈國造のクニ 多珂國造のクニ |
| 石城眞夜夜部 | 多珂國造 | 石城評 | |
| 部志評赤 | 石城評造 | 石城評 | |

表4 庚午年籍関係史料

| 畿内七道 | 国名 | 史 | 科 |
|------|----------------|--|---|
| 畿内 | 山城 | 【天平勝空(751).3.3.赤田久比麻呂解(大3-491・492)】自庚午始五比七比籍附淨良人所貫。【下鴨系図】鴨原主字志、大津朝授仕奉、而庚午年籍負况萌姓。【姓氏録・神宮部造】庚午年籍注神宮部造也。 | |
| | 河内 和泉 摂津 | 【姓氏録・丹比宿禰】庚午年依作新家、加新家二字為丹比新家渡也。 【姓氏録・大冢臣(紀氏系)】庚午年依居大冢臣姓。【家6(839).8.戊寅条・百濟公體貞】以庚午年依居河内國大鳥郡。 【承和10(843).12.戊午条・遂連】天平年中誤以遂一字為姓矣、檢庚午年籍復本姓(阿刀連)焉。 | |
| 東海道 | 伊勢 尾張 | 【豐受大神宮願宣補任次朝・神主氏】石部飛鳥(朝庚午年籍為石部姓者也) 【天武元(781).5.丁亥条・雲作臣勳主】庚午年籍誤從母姓為雲作臣。 【延暦元(782).12.庚戌条・小宮宿禰弓張】庚寅歲以降、因因地名從小宮姓。望顯、故庚午年籍改換小宮願馬尾姓。 | |
| | 伊豆 甲斐 常陸 | 【伊豆國造伊豆宿禰系図】庚午年籍負山下部直姓。 【古屋家系圖】庚午年籍負大伴山前連姓。 【弘仁11(820).5.4.大政官符(三代格)】此以辛未年籍為庚午年籍事。 | |
| 東山道 | 上野 | 【長元元年(1028)上野國文勢實錄】庚午年以拾巻(管轄割拾巻、野家戸籍) | |
| 北陸道 | 越中 | 【越中石黒系図】庚午年籍負利成臣姓。 | |
| 山陽道 | 但馬 | 【粟鹿大神元記】庚午年籍勘造日、故書實知而區政政特、區造・栗領并殿民斷之是非勘定注朝庭連。 | |
| 山陽道 | 備前 | 【天平神壽元(765).5.庚戌条・馬家遊人上】庚午年造籍之日、新羅馬豐造、【姓氏録・佐伯直】至庚午年脫落針間別三字、偏為佐伯直。【播磨國風土記 采禾郡石作里条】石作首等居於此村、故庚午年為石作里。 | |
| | 紀伊 | 【天平宝字8(764).7.丁未条】有僧備所庚午籍、書寺殿名。【空龜10(779).6.辛亥条・神奴百緒】自庚午年至大正二年四比之籍、並注為部。 【神護景雲元(767).3.乙丑条】庚午年籍被記凡直、唯籍實字。【空龜4(773).5.辛巳条・長實人立】庚午之年、長直籍皆實字之。 【和曆6(713).5.申戌条・物部乱】庚午以來、並實良人。【延暦10(791).9.丙子条・凡直千緒】庚午年之籍、故大押字、仍注凡直。【延暦10(791).9.戊寅条・後公體貞】校自庚午年籍、削除朝臣。 | |
| 西海道 | | 【神龜4(727).7.丁酉条】筑紫諸國庚午籍七百七十卷。 | |

出典を記したものを以外は、当該国史が典拠。
出典の略称：大=大日本古文書、姓氏録=新撰姓氏録、三代格=額原三代格

表3 百濟救援の出兵者と募兵地域

| 国名 | 郡名 | 出典 | 人名 | 備考 |
|--------|----|------------------|--|---------------------------------------|
| 駿河 | 山梨 | 齊明7・是鏡条 | 大伴山前連通守 | 船を遣らせる。 |
| 甲斐 | 石城 | 古屋家系譜 風土記香島郡条 | | 少領、唐で病没 *「淡海之世」に石城で造った船 が香島郡に漂着 |
| 常陸 | 信太 | 鹿養4・5・癸亥条 | 生王五百足 | 40余年後に帰国 |
| 陸奥 | 朝来 | 栗鹿大神元記 | 神部直根内 | 帰国後、大領に |
| 但馬 | 播磨 | 風土記讃岐郡条 | 国守守臣 | *官船を遣る。 |
| 播磨 | 下道 | 風土記逸文 | | 瀬磨海で軍士2万人を徵發 |
| 備前 | 三谷 | 日本靈異記上-7 | 三谷郡大領之先祖 | 百濟の船侶をつれて帰国 |
| 備後 | 那賀 | 鹿養4・5・癸亥条 | 劍部刀良 | 40余年後に帰国 |
| 讃岐 | 風速 | 持統10・4・戊戌条 | 物部深 | 帰国・追大式授与 |
| 伊予 | 越智 | 日本靈異記上-17 | 越智郡大領之先祖 | 帰国後、立群。小市國造か |
| 筑前 | 早良 | 天武13・12・癸亥条 | 筑紫三宅連得許 | 帰国 |
| 筑後 | 山門 | 鹿養4・5・癸亥条 | 許勢部形見 | 40余年後に帰国 |
| | 上妻 | 持統4・9・丁酉条 | 大伴部休麻 | 軍丁。30年後に帰国 |
| | 宇佐 | 天智10・11・癸卯条 | 筑紫君羅夜馬 | 帰国。筑紫國造か |
| 豊前 | 皮石 | 天智10・11・癸卯条 | 御嶋部家駿 | 帰国。宇佐の有力家族か |
| 肥後 | | 持統10・4・戊戌条 | 壬生踏石 | 帰国。追大式授与 |
| 不 | 群 | 天智10・11・癸卯条 | 布師首登 | 帰国。越中国府水郡・土佐國安芸郡に布師部がある。 |
| | | 天武13・12・癸亥条 | 猪使連子首 | 帰国 |
| | | 持統4・10・乙丑条 | 土師連富村 | 天智10・11・癸卯条で帰国か |
| | | | 水連老 | |
| | | | 弓削連元宝兒 | |
| 第一次派遣軍 | | 齊明7・8条 齊明7・9条 | 前將軍阿蘇連比羅夫・河辺臣百枝 後將軍阿倍引田臣比羅夫・物部連熊・守君大石 別將筑井連根部・桑連田來津(近江・愛智) | |
| 第二次派遣軍 | | 天智2・3条 | 前將軍上毛野君稚子・間人連大藏 中将軍石勢神前臣引田臣比羅夫・三輪君根麻呂 後將軍阿倍引田臣比羅夫・大宅臣鏡柄 | |
| 第三次派遣軍 | | 天智2・8・甲午条 | 藤原君臣(駿河・藤原) | |

(備考欄に*を付したものは参考記事)

史料1 『日本書紀』持統四年(六九〇)十月乙丑条

乙丑に、軍丁筑後国上陽群郡の人伴部博麻に詔して曰はく、「天豊財重日足姫天皇の七年に、百済を救ふ役に、汝、唐軍の爲に虜にせられたり。天命開別天皇の三年に泊びて、土師連富村・氷連老・筑紫君藤夜麻・弓削連元宝の兒四人、唐人の計る所を奏聞さむと思欲へども、衣糧無きに縁りて、達くこと能はざることを憂ふ。是に、博麻、土師富村等に謂りて曰く、「我、汝と共に、本朝に還向かむとすれども衣糧無きに縁りて、俱に去くこと能はず。願はくは、我が身を売りて衣食に充てむ」といふ。富村等、博麻が計の依に、天朝に通くこと得たり。汝、独り他界に淹滞り、今し三十年なり。朕、厥の朝を尊び国を愛ひ、己を売りて忠を顕せることを嘉す。故、務大肆、并せて絶五匹・綿一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町を賜ふ。其の水田は曾孫に及至せ。三族の課役を免し、其の功を顕さむ」とのたまふ。

史料2 『統日本紀』慶雲四年(七〇七)五月癸亥条

錦部刀良、陸奥国信太郡生王五百足、筑後国山門郡許勢部形見等に、各衣一襲と塩・穀とを賜ふ。初め百済を救ひしとき、官軍利あらず。刀良ら、唐の兵の虜にせられ、没して官戸と作り、册餘年を歴て免されぬ。刀良、是に至りて我が使栗田朝臣真人らに遇ひて、随ひて帰朝す。その勳苦を憐みて此の賜有り。

史料3 『日本書紀』上卷第十七話

伊豫の國越智の郡の大領の先祖越智直、百済を救はむとするに當りて、遣はれて軍に到りし時、唐兵に捕はれ、其の唐國に至る。我が八人、同じく一つの洲に住む。儒トシテ觀音菩薩の像を得て、信敬尊重す。八人心を同じくし、稿に松の木を截りテ一つの舟を爲り、其の像を請け奉りて、舟の上に安置し、各誓願を立て、彼の觀音を念す。爰に西の風に隨ひて、直に筑紫に来る。朝庭聞し召して、事の狀を問ふ。天皇怒に聆びて、樂ふ所を申さ令む。是に越智直言はく「郡を立てて仕へむと欲ふ」といふ。天皇許可したまふ。然して後に郡を建て寺を造り、即ち其の像を置けり。(その)時より今の世に迄り、子孫相續きて歸敬す。蓋し是れ觀音の力、信心の至りなり。丁蘭の木母すら、猶生相を現じ、僧の感ずる婁女すらも、尙哀形に應ふ。何に況むや、是れ菩薩にして應へらむや。

史料4 『日本書紀』上卷第七話

禪師弘濟は、百済の國の人なり。百済の亂るる時に當りて、備後國の三谷の郡の大領の先祖、百済を救はむが爲に軍旅に遣さる。時に誓願を發して言はく「若し、平に還り來らば、諸神祇の爲に伽藍を造立せむ」といふ。遂に災難を免る。即ち禪師を請けて、相共に還り來る。三谷寺は、其の禪師の造立する所の伽藍なり。道俗觀て共に欽敬を爲す。禪師尊像を造らむが爲に京に上り、財を賣りて既に金丹等の物を買ひ得て、還りて難破の津に到る。時に海邊の人、大きな龜四口を賣る。禪師、人に勸めて買ひて放てり。即ち人の舟を借り、童子二人を將て、共に乘りて海を渡る。日晚し、夜深けて、舟人欲を起し、備前の骨嶋の邊に行き到り、童子等を取りて、海の中に擲げ入れ、然して後に禪師に告げて曰はく「速かに海に入る應し」といふ。師教化すと雖も、賊猶許さず。伎に願を發して海の中に入る。水腰に及ぶ時、石の脚に當るを以て、其の曉に見れば、龜の負へるなり。其の備中の海浦海邊にして、其の龜三たび領きて去る。疑はくは、是れ放てる龜の恩を報ずるか。時に賊等六人、其の寺に金丹を賣る。樓越先に運りて價を量り、禪師後に出でて見る。賊等愕然、退進を知らず。禪師驚怒びて刑罰を加へ不、佛を造り、塔を造りて、供養すること已にたりぬ。後には海邊に住み、往來の人を化す。春秋八十有餘にして卒りき。畜生すら猶恩を忘れずして恩を返報す。何に況むや、義人にして恩を忘れむや。

史料5 『日本書紀』四年(六八九)八月辛丑条

史料6 『統日本紀』文武四年(七〇〇)十月己未条

伊予総領田中朝臣法麻呂等に詔して曰はく、「諸官國領城郡に據たる巨黨、故ち棄てて」とのたまふ。
野朝臣毛野を大宰。直云參波多朝臣年後宮を周防防領。直云參上毛野朝臣小足を吉備防領。直云參百濟王遺孀を宮陸守。
○己未、直大志石上朝臣麻呂を筑紫防領とす。直云參小